

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成24年6月29日

**【会社名】** 天龍木材株式会社

**【英訳名】** TENRYU LUMBER CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大木 洋

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当なし

**【本店の所在の場所】** 静岡県浜松市東区材木町38番地

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
天龍木材株式会社 東京支店  
(東京都江東区三好三丁目2番地14号)  
天龍木材株式会社 名古屋支店  
(愛知県弥富市楠一丁目60番地)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大木洋は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成24年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

評価に当たっては、意見書に示されている内部統制の評価の基準及び実施基準に準拠して、企業集団全体に係る全社的な内部統制、並びに、業務プロセスにおける内部統制における統制上の要点について、内部統制の整備状況および運用状況に係る評価手続を実施した。

本評価に当たっては、財務報告に係る内部統制について、企業集団に含まれる当社及び当社の子会社（3社）並びに関連会社（1社）を対象として、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業又は業務、財務報告の基礎となる取引又は事象、並びに主要な業務プロセス等について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、財務報告に係る内部統制の評価に関する実施基準に示されている以下の手順及び方法で、合理的な評価の範囲を決定した。

まず、全社的な内部統制について、僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点（計11拠点）を対象に評価を実施した。次に、決算・財務報告に係る業務プロセスにおける内部統制について、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて、すべての事業拠点（全社的な内部統制に同じ）について評価した。続いて、その他の業務プロセスにおける内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標として、連結売上高の2/3に達するまでの事業拠点（計3拠点）を重要な事業拠点として選定し、選定した事業拠点において、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な業務プロセスを評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし

## 5 【特記事項】

該当事項なし